

ストーカー加害者に対する連絡の運用上の留意事項について

〔 令和7年3月27日人安第275号
生活安全部長から各所属長宛て 〕

(概要)

本通達は、ストーカー加害者に対する連絡の運用上の留意事項について、

- 実施対象
- 実施要領（被害者への説明、実施の判断、実施期間及び回数、命令の実施、実施手段、確認事項、特異言動を認知した場合の措置、対応結果の記録及び報告）を示したものである。